



# 周りに迷惑をかける



## 路上喫煙はやめましょう

### 路上喫煙禁止地区

地図の赤色の部分です。  
(平成21年7月22日指定)



- 平成21年4月1日から「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されています。
- 茨木市内では、路上喫煙をしないようにしてください。
- 「路上喫煙禁止地区」内での路上喫煙は、罰則（1,000円の過料）の対象とします。【平成21年10月1日から】

・「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所において喫煙し、または火のついたたばこを持つことをいいます。

- この条例では、あくまで路上喫煙のみを規制の対象としており、全ての喫煙行為について市が関与するものではありません。

 問い合わせ先：茨木市産業環境部環境政策課  
電話：620-1644 FAX：627-0289  
電子メール：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp  
ホームページ：http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kankyos/